

## 八王子市における工場・事業場に係る窒素酸化物削減指導要綱

### 1. 目的

窒素酸化物による大気汚染の改善を図るため、本要綱により工場・事業場の窒素酸化物削減対策を推進する。

### 2. 適用する工場及び事業場

工場・事業場に設置されているすべての窒素酸化物に係るばい煙発生施設を定格能力で運転する場合において、使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものの合計が、1時間当たり1kℓ以上の工場・事業場。

### 3. 指導指針値

適用する工場及び事業場（以下「対象工場等」という。）は、次の式により算定される指導指針値に適合しなければならない。

$$Q=0.6(\Sigma C \cdot V)^{0.95}+0.51(\Sigma C_i \cdot V_i)^{0.95}$$

ここで、Q、C、V、Ci及びViは、次の値を表すものとする。

- Q : 対象工場等における窒素酸化物排出量に係る指導指針値(単位:温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時)
- C : 対象工場等に昭和60年3月30日以前から設置されている窒素酸化物に係るばい煙発生施設について、その種類ごとに別表第1に定める施設係数Cの欄の値
- V : 対象工場等に昭和60年3月30日以前に設置されている窒素酸化物に係るばい煙発生施設ごとの排出ガス量(単位:酸素濃度零パーセント、温度零度、圧力一気圧の状態に換算した万立方メートル毎時)
- Ci : 対象工場等に昭和60年3月31日以後に設置される窒素酸化物に係るばい煙発生施設について、その種類ごとに別表第1に定める係数Ciの欄の値
- Vi : 対象工場等に昭和60年3月31日以後に設置される窒素酸化物に係るばい煙発生施設ごとの排出ガス量(単位:酸素濃度零パーセント、温度零度、圧力一気圧の状態に換算した万立方メートル毎時)

### 4. 原料及び燃料の量の重油の量への換算方法

原料及び燃料の量の重油の量への換算については、対象工場等に設置されているすべての窒素酸化物に係るばい煙発生施設を定格能力で運転した場合において、使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算するものとし、次に定める方法により換算する。

(1) 原料の換算方法

別表第2の第2欄に掲げる原料の種類ごとに、それぞれ同表の第3欄に掲げる原料の量を同表の第4欄に掲げる重油の量に換算する。

(2) 燃料の換算方法

別表第3の第2欄に掲げる燃料（(1)において重油の量への換算が行われる原料を使用するばい煙発生施設において使用されるものを除く。）の種類ごとに、それぞれ同表の第3欄に掲げる燃料の量を同表第4欄に掲げる重油の量に換算する。この場合に、別表第4の第2欄に掲げるばい煙発生施設において使用される燃料については、別表第3により換算した量に当該ばい煙発生施設の種類ごとに、それぞれ別表第4の第3欄に掲げる係数を乗じるものとする。

5. 施設の更新時等における指導指針の適用

(1) 対象工場等において、既存のばい煙発生施設の構造等の変更により、 $C \cdot V$ が増加する場合は、既存のばい煙発生施設における $C \cdot V$ の1.5倍以下は $C \cdot V$ を適用する。

(2) 対象工場等において、既存のばい煙発生施設が廃止され新たにばい煙発生施設が設置されることにより $C \cdot V$ が増加する場合は、既存のばい煙発生施設における $C \cdot V$ の1.5倍以下は $C \cdot V$ を適用し、1.5倍を超えるばい煙発生施設は $C_i \cdot V_i$ を適用することとする。

6. 施行期日

この指導要綱は、平成27年4月1日から施行する。

## 別表第1

## 施設係数

	ばい煙発生施設の種類	施設係数	
		C	Ci
1	大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号。以下「令」という。）別表第1の1の項に掲げるボイラーのうちガスを専焼させるもの	2.5	1.8
2	令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち固体燃料を燃焼させるもの	5.0	3.5
3	令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち排煙脱硫装置を設置するもの（液体燃料を使用するものに限る。）	4.0	2.1
4	令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち1の項から前項までに掲げるもの以外のもの	3.0	2.1
5	令別表第1の2の項に掲げるガスの発生炉のうち水素の製造の用に供するもの（天井バーナー燃焼方式のものに限る。）	4.5	3.1
6	令別表第1の2の項に掲げる施設のうち前項に掲げるもの以外のもの	2.0	1.5
7	令別表第1の3の項に掲げる焙焼炉	2.5	1.8
8	令別表第1の3の項に掲げる焼結炉	8.5	6.0
9	令別表第1の3の項に掲げる煨焼炉のうちアルミナの製造の用に供するもの	6.5	4.5
10	令別表第1の3の項に掲げる煨焼炉のうち前項に掲げるもの以外のもの	2.0	1.6
11	令別表第1の4の項に掲げる溶鋳炉	1.0	0.8
12	令別表第1の4の項に掲げる施設のうち前項に掲げるもの以外のもの	3.0	2.5
13	令別表第1の5の項に掲げる溶解炉	3.0	2.1
14	令別表第1の6の項に掲げる加熱炉	4.5	2.5
15	令別表第1の7の項に掲げる加熱炉	3.0	2.1
16	令別表第1の8の項に掲げる触媒再生塔	2.5	2.1
17	令別表第1の8の2の項に掲げる燃焼炉	0.5	0.4
18	令別表第1の9の項に掲げる焼成炉のうち石灰焼成炉（ガスを燃焼させるロータリーキルンに限る。）	10.5	7.7

	ばい煙発生施設の種類	施設係数	
		C	Ci
19	令別表第1の9の項に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの	9.0	6.3
20	令別表第1の9の項に掲げる焼成炉のうち耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供するもの	11.0	7.0
21	令別表第1の9の項に掲げる溶融炉のうち板ガラス又はガラス繊維製品（ガラス繊維を含む。）の製造の用に給するもの	14.0	12.4
22	令別表第1の9の項に掲げる溶融炉（ガラスの製造の用に供するものに限る。）のうち前項に掲げるもの以外のもの（タンク炉に限る。）	19.5	13.0
23	令別表第1の9の項に掲げる溶融炉（ガラスの製造の用に供するものに限る。）のうち前2項に掲げるもの以外のもの	6.5	5.0
24	令別表第1の9の項に掲げる施設のうち18の項から前項までに掲げるもの以外のもの	4.0	3.0
25	令別表第1の10の項に掲げる施設	3.0	2.1
26	令別表第1の11の項に掲げる乾燥炉	3.0	2.1
27	令別表第1の12の項に掲げる電気炉	13.0	10.0
28	令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉のうち浮遊回転燃焼方式により焼却を行うもの（連続炉に限る。）及びニトロ化合物、アミノ化合物若しくはシアン化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの（連続炉に限る。）	8.0	5.6
29	令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉のうち前項に掲げるもの以外のもの	6.5	4.6
30	令別表第1の14の項に掲げる焙焼炉	2.5	1.8
31	令別表第1の14の項に掲げる焼結炉	8.5	6.0
32	令別表第1の14の項に掲げる溶鋳炉	1.0	0.8
33	令別表第1の14の項に掲げる転炉	3.0	2.5
34	令別表第1の14の項に掲げる施設のうち30の項から前項までに掲げるもの以外のもの	3.0	2.1
35	令別表第1の15の項に掲げる乾燥施設	3.0	2.1
36	令別表第1の18の項に掲げる反応炉	3.0	2.5

	ばい煙発生施設の種類	施設係数	
		C	Ci
37	令別表第1の19の項に掲げる施設のうち光ニトロソ化法によるカプロラクタムの製造の用に供し、又は亜硝酸ナトリウムを用いてニトロソ化反応若しくはジアゾ化反応を行う工程に供する塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設	5.0	3.7
38	令別表第1の21の項に掲げる焼成炉	4.0	3.0
39	令別表第1の21の項に掲げる溶解炉	3.0	2.1
40	令別表第1の23の項に掲げる乾燥炉	3.0	2.1
41	令別表第1の23の項に掲げる焼成炉	4.0	3.0
42	令別表第1の24の項に掲げる溶解炉	3.0	2.1
43	令別表第1の25の項に掲げる溶解炉	3.0	2.1
44	令別表第1の26の項に掲げる反応炉	3.0	2.7
45	令別表第1の26の項に掲げる施設のうち前項に掲げるもの以外のもの	3.0	2.1
46	令別表第1の27の項に掲げる施設	2.0	1.8
47	令別表第1の28の項に掲げるコークス炉	3.0	2.1

ただし、本表各項に掲げた数値にかかわらず、主たる熱源が電気であるばい煙発生施設の施設係数は、Cは13.0、Ciは10.0とする。

## 別表第2

## 原料換算係数

	原料の種類	原料の量 (単位kg)	重油の量 (単位ℓ)
1	大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号。以下「令」という。）別表第1の3の項に掲げる焙焼炉（施設の運転時に燃焼を継続かつ安定して使用するものを除く。）において用いられる原料	1	0.04
2	令別表第1の3の項に掲げる焼結炉において用いられる原料	1	0.14
3	令別表第1の4の項に掲げる転炉又は平炉において用いられる原料	1	0.01
4	令別表第1の8の項に掲げる触媒再生塔において用いられる原料	1	当該原料の処理に伴い、平均的に発生する窒素酸化物の量に相当する量の窒素酸化物を燃焼に伴い発生する重油の量（重油1ℓの燃焼に伴い発生する窒素酸化物の量を3.185gとする）
5	令別表第1の12の項に掲げる電気炉において用いられる原料	1	0.10
6	令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉において用いられる一般廃棄物	1	0.27
7	令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉において用いられる廃棄物のうち前項に掲げるもの以外のもの	1	0.38

	原料の種類	原料の量 (単位kg)	重油の量 (単位ℓ)
8	令別表第1の14の項に掲げる焙焼炉(施設の運転時に燃料を継続かつ安定して使用するものを除く。)において用いられる原料	1	当該原料の処理に伴い、平均的に発生する窒素酸化物の量に相当する量の窒素酸化物を燃焼に伴い発生する重油の量(重油1ℓの燃焼に伴い発生する窒素酸化物の量を3.185gとする)
9	令別表第1の14の項に掲げる焼結炉又は転炉において用いられる原料	1	
10	令別表第1の19の項に掲げる施設のうち光ニトロソ化法によるカプロラクタムの製造の用に供し、又は亜硝酸ナトリウムを用いてニトロソ化反応若しくはジアゾ化反応を行う工程に供する塩化水素反応施設又は塩化水素吸収施設において用いられる原料	1	
11	令別表第1の27の項に掲げる施設において用いられる原料	1	
12	前各項に掲げる施設以外の窒素酸化物に係るばい煙発生施設(主たる熱源が電気であるものに限る。)において用いられる原料	1	0.10

備考

1. 一般廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項に規定するものをいう。

別表第3

## 燃料換算係数

	燃料の種類	燃料の量	重油の量 (単位ℓ)
1	原油及び軽油	1 ℓ	0.95
2	ナフサ及び灯油	1 ℓ	0.90
3	石炭	1 kg	0.80
4	液化天然ガス	1 kg	1.30
5	液化石油ガス	1 kg	1.20
6	都市ガス（発熱量 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した1m <sup>3</sup> につき4,500kcal）	1 m <sup>3</sup>	0.50
7	都市ガス（天然ガス）（発熱量 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した1m <sup>3</sup> につき10,000kcal）	1 m <sup>3</sup>	1.10
8	コークス炉ガス及びナフサ分解ガス	1 kg	1.00
9	オフガス	1 m <sup>3</sup>	0.99
10	転炉ガス	1 kg	0.15
11	木材	1 kg	0.44
12	廃油	1 ℓ	1.00
13	その他の燃料	1 ℓ （固体燃料は1 kg、気体燃料は1m <sup>3</sup> ）	当該燃料の発熱量に相当する発熱量を有する重油（発熱量は9,100kcalとする。）の量

## 備考

1. 都市ガスとは、ガス事業法第2条第2項に規定する一般ガス事業者により供給されるガスをいう。



別表第4

排出特性勘案係数

	ばい煙発生施設の種類	係数
1	令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち、石炭を燃焼させるもの	3.0
2	令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち、固体燃料を燃焼させるもので前項に掲げるもの以外のもの	1.0
3	令別表第1の2の項に掲げるガス発生炉のうち水素の製造の用に供するもの	1.0
4	令別表第1の3の項に掲げる煅焼炉のうちアルミナの製造の用に供するもの	3.0
5	令別表第1の7の項に掲げる加熱炉のうちエチレンの製造の用に供する分解炉（炉床式バーナーを有するものに限る。）	1.0
6	令別表第1の7の項に掲げる加熱炉のうちエチレンの製造の用に供する独立過熱炉及びメタノールの製造の用に供する改質炉（空気予熱器を有するものに限る。）	1.0
7	令別表第1の9の項に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの	6.0
8	令別表第1の9の項に掲げる焼成炉のうち耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供するもの	8.0
9	令別表第1の9の項に掲げる溶融炉のうちガラスの製造の用に供するもの（タンク炉に限る。）	8.0
10	令別表第1の9の項に掲げる溶融炉のうちガラスの製造の用に供するもので前項に掲げるもの以外のもの	2.0
11	令別表第1の9の項に掲げる施設のうち第7項から前項までに掲げるもの以外のもの	1.0
12	令別表第1の28の項に掲げるコークス炉	1.0